

神石高原町障害者活躍推進計画

機関名	神石高原町
任命権者	神石高原町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
神石高原町における障害者雇用の課題	<p>職員の中には障害者が若干名在職しているが、法定雇用率は未達成であり、令和7年（1月～12月）を計画期間とする障害者採用計画を作成し、募集・採用活動を行ってきているところである。</p> <p>今後も法定雇用率の達成を目指し、積極的な募集・採用活動を行い、障害者である職員の活躍のために更なる体制整備や取組が必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○【実雇用率】</p> <p>当該年の6月1日時点の法定雇用率以上とする。</p> <p>（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：1.47%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握、進捗管理を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>○不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報時期又は人事異動期に、採用者の状況把握・進捗管理を行う。</p>
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合（障害者の数が5人以上）は、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難になった障害者から相談があった場合は、関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
④その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

